

花巻市監査委員告示第7号

平成28年6月29日付け花巻市監査委員告示第6号をもって公表した平成28年度第1回定期監査結果について、市長から措置を講じた旨通知されたので、地方自治法第199条第12項の規定により別紙のとおり公表する。

平成28年7月21日

花巻市監査委員 中村 初彦
同 戸來 喜美雄

(別紙)

平成28年度第1回定期監査結果内訳書（措置状況報告書） No.1

整理番号	所管課（機関）名	監査結果（指摘事項等の内容）	監査結果に基づき講じた措置
1	市民生活部 市民登録課	時間外勤務手当の支給が遅れた事案があった。 このようなことのないよう、適切な事務処理に努められたい。	時間外勤務の命令を後日まとめて行わないよう、係長及び課長の確認を徹底した。係長は係員の業務量の把握に努め、月毎の時間外見込みを算出して庶務担当と連携し、課内全体の予算執行をチェックするよう確認した。

整理番号	所管課（機関）名	監査結果（指摘事項等の内容）	監査結果に基づき講じた措置
2	健康福祉部 長寿福祉課	予算執行伺票兼支出負担行為票の支出先と納品者の相違の事案があった。 このようなことのないよう、適切な事務処理に努められたい。	物品購入の際は発注した職員本人により納品及び請求書類を十分に確認したうえで受領すること。並びに支出事務を行うすべての課員が伝票書類の確認ポイントをしっかり把握するとともに、複数の職員によるチェックを徹底することで再発防止に努めます。